

## 一般社団法人日本デジタル歯科学会 専門医制度施行細則

第1条 日本デジタル歯科学会専門医制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

第2条 規則第6条の規定に基づく研修単位は、次の各号により算定する。

(1) 一般社団法人日本デジタル歯科学会（以下「本会」という）学術大会、夏季セミナー、冬季セミナー等への出席

イ 学術大会については1回2単位とする。

ロ 夏季セミナーおよび冬季セミナーについては、1回1単位とする。

ハ 5単位以上を必要とする。

ニ 専門医の資格を申請する者は学術大会およびセミナー参加の折、本会が指定する方法で出席の登録を行う。

(2) 本会学術大会での発表

イ 日本デジタル歯科学会学術大会でのポスター並びに一般口演での主演者2単位、共同演者1単位（専門医症例報告プレゼンテーションは含まない）

ロ 日本デジタル歯科学会学術大会並びに主催セミナーでの講演2単位

ハ 2単位以上を必要とする。

(3) デジタル歯科技術に関連する誌上発表

イ 本会学術誌への投稿、筆頭著者並びに責任著者4単位、共同著者2単位（症例報告論文含む）

ロ 本会認定学術誌もしくは本会認定定期刊行雑誌への投稿、筆頭著者並びに責任著者2単位、共同著者1単位

ハ 4単位以上を必要とする。

ニ 本会認定学術誌ならびに本会認定定期刊行雑誌については、別にこれを定める。

(4) デジタル歯科技術を用いた疾患の診断および治療に関するケースプレゼンテーション

イ 治療終了後、経過観察を行った症例の初診時、治療中および経過観察中のエックス線写真、研究用模型ならびに口腔内写真など、症例報告に必要な資料を準備する。

ロ 経過観察を行った症例については必ず本会が設定する会場においてケースプレゼンテーションを行うとともに、発表当日に口述試験を受ける。

ハ ケースプレゼンテーションの申請は実施1か月前までに申請する。

第3条 規則第4条を満たしデジタル歯科専門医（以下「専門医」という）の認定を申請する者は、次の各号に定める書類に認定申請料を添えて本会に提出しなければならない。

- (1) 専門医申請書（様式1）
  - (2) 履歴書（様式2）
  - (3) 歯科医師免許証の写し
  - (4) 本会会員歴証明書（様式3）
  - (5) 認定研修証明書（様式4）
  - (6) 学術大会出席記録（様式5）
  - (7) デジタル歯科技術に関する発表記録（様式6）
  - (8) デジタル歯科技術に関連する誌上発表記録（様式7）
  - (9) デジタル歯科技術を用いた疾患の診断および治療記録に関するケースプレゼンテーション審査結果報告書（様式8）
  - (10) 記述型筆記試験合格証明書の写し
  - (11) 臨床実技試験合格証明書の写し
2. 前1項第12号および第13号の合格証明書は、専門医申請まで有効とする。

第4条 第3条および第7条に定める手数料は、次の各号に定める。

- (1) 認定申請料 10,000 円
- (2) 登録料 40,000 円
- (3) 更新手数料 20,000 円

第5条 前条に定める既納の手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

第6条 専門医の資格の更新に当っては、5年間に次の(1)から8単位以上、(2)あるいは(3)から4単位以上を修得しなければならない。

- (1) 本会学術大会等への出席
  - イ 本会学術大会 2単位
  - ロ 夏季セミナー、冬季セミナー 1単位
  - ハ 長期海外滞在者については国際学術集会への出席を1単位として認めることがある。
  - ニ 専門医の資格を更新する者は学術大会およびセミナー参加の折、本会が指定する方法で出席の登録を行う。
- (2) 本会学術大会での発表
  - イ 日本デジタル歯科学会学術大会でのポスター並びに一般口演での主演者 2単位、共同演者 1単位（専門医症例報告プレゼンテーションは含まな

い)

ロ 日本デジタル歯科学会学術大会並びに主催セミナーでの講演 2 単位

(3) デジタル歯科技術に関連する誌上発表

イ 本会学術誌，本会認定学術誌もしくは本会認定定期刊行雑誌への投稿，筆頭著者並びに責任著者 4 単位，共同著者 2 単位

ロ 本会認定学術誌ならびに本会認定定期刊行雑誌については，別にこれを定める。

第 7 条 専門医の資格を更新しようとする者は，次の各号に定める申請書類に更新手数料を添えて本会に提出しなければならない。

(1) 専門医更新申請書(様式 9)

(2) 本会学術大会ならびに関連学術集会出席記録(様式 10)

(3) デジタル歯科技術に関する発表記録(様式 11)

(4) 専門医認定証の写し

2. 認定更新の申請は，認定失効期日の 1 年前から 6 か月前までに行わなければならない。

第 8 条 デジタル歯科技術に功労の著しい会員に対しては，専門医認定委員会および専門医制度委員会での協議のうえ，理事会の議を経て専門医の資格を与えることができる。

2. 前 1 項により専門医を申請する者は，次の各号に定める申請書類と申請手数料とを添えて本会に提出しなければならない。

(1) 資格

イ 本会会員歴 3 年以上の者

ロ 記述型筆記試験に合格している者

ハ 過去にデジタル歯科技術に関する顕著な業績等を有する者

(2) 申請手続

イ 申請書(様式 12)

ロ 記述型筆記試験合格証明書の写し

ハ 認定申請料 20,000 円

ニ 登録料 50,000 円

ホ 振込領収書の写し

第 9 条 専門医の資格を更新しようとする者で，次の号に定める特別な事情があり専門医の活動が困難な場合には，事前に開始日と終了期日を記載した活動休止申請書(様式 12)とその事情を証明する書類を添付して，専門医の休止を申

請することができる。

- (1) 留学
- (2) 産前産後休業・育児休業
- (3) 長期療養
- (4) その他

2. 専門医認定委員会で休止が承認された場合には、専門医の資格を停止する。
3. 初回の申請で2年の休止を認める。その後1年ごとの休止を申請することができる。
4. 休止期間中の診療実績、研修等の受講は更新の単位として認めない。
5. 特別な事情が解除された場合には、資格停止を解除する。専門医の資格を更新しようとする者は、休止期間を除く前後5年で第6条の更新基準を満たさなければならない。

第10条 本会が認める学術集会は、日本学術会議協力団体の学術大会または本会の認める学会の学術大会をいう。

2. 本会が認める刊行物は、日本学術会議協力団体の雑誌またはそれに準ずるものとする。

第11条 この細則の改廃は、専門医制度委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附則1 この規則は、令和3年2月11日から施行する。